

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

Q&A (概要編)

0. モデルカリキュラム改訂の影響について

番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムは、いつから認定制度に適用されますか。	改訂版モデルカリキュラムは令和7年度認定から適用しますが、認定制度が前年度の実績をもとに認定する制度であることから、令和7年度までを改訂前のモデルカリキュラムの経過措置期間とし、並行して適用することとします。(令和8年度からは改訂版モデルカリキュラムのみを適用となります。)
2	令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムを踏まえた内容は、いつから教育に反映させれば良いですか。	令和6年度に改訂版カリキュラムの反映を検討していただき、令和7年度の教育から実施していただきたいと考えています。なお、既に認定となっている大学等においても、改訂版モデルカリキュラムや社会動向を踏まえて継続的にカリキュラムの見直しを図るようお願いします。
3	既に認定を受けているのですが、令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムを踏まえた内容の教育プログラムでないと、認定取り消しになりますか。また、再申請が必要ですか。	認定取り消しとはならず、再申請も不要です。
4	具体的に要件が増える箇所はどこですか。	応用基礎レベルにおいて、「3-5.生成AIの基礎と展望(☆)」が必須の学修項目として追加されたため、改訂版モデルカリキュラムの適用以後は本項目の内容を含むことが追加の要件となります。 なお、リテラシーレベルで追加の要件はございませんが、改訂内容を踏まえ、適切かつ柔軟にキーワードに示す知識・スキルを抽出・選択し、教育プログラムを構築願います。
5	モデルカリキュラムが改訂される頻度について教えてください。	明確な頻度は決まっておらず、社会動向等を踏まえ適宜改訂が行われることとしています。

1. 認定制度のスケジュール・審査等について

番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	公募は年に何回行われますか。	毎年1回、公募する予定です。
2	認定スケジュールについて教えてください。	3～5月までの公募期間終了後、外部有識者により構成される審査委員会において審査を行い、8～9月中に認定及び選定結果の公表を予定しています。
3	審査はどのような手続きで行われますか。	認定及び選定に係る審査は、外部有識者(内閣府、文部科学省、経済産業省の3府省が協力して選定)により構成される審査委員会(同3府省にて共同事務局を実施)において実施します。審査結果を踏まえて、文部科学大臣は、要件を満たす教育プログラムの認定又は選定を行います。
4	プログラム認定の有効期間について教えてください。	初回認定の有効期間は5年、二回目以降は3年となります。なお、各レベルに認定後、プラス選定を受けた場合であっても、有効期間の延長はありません。 また、当初申請したプログラムを廃止した後、新たに教育プログラムを申請し認定された場合、有効期間は3年となります。
5	認定の有効期間の記載方法について教えてください。	プログラムのウェブサイト等、対外的な公表資料に分かりやすく記載いただく必要がございますが、記載方法の指定はありません。
6	プログラムの認定件数に上限はありますか。	認定件数に上限はなく、認定要件を満たすプログラムであれば、認定します。

2. 修了証の発行について

番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	プログラムを修了した学生に対する修了証等の発行は認定の要件ですか。	認定の要件ではありません。ただし、学生がプログラムを履修したことを証明するためにも修了証等を発行することが望まれます。例えば、認定されたプログラムの修了証明が学生の就職活動において活用されることが想定されるため、前向きにご検討ください。
2	認定を受ける前に当該プログラムを修了した学生に対し、認定された教育プログラムとしての修了証を授与することは可能ですか。	修了証の授与対象については、各大学等での判断となります。各大学等が授与することが適当と判断した場合は、授与が可能です。
3	修了証に認定の有効期間を記載する必要がありますか。	必要ありません。
4	修了証に、本学のプログラムが文部科学省の認定を受けている事を記載したいのですが、どのように記載すればよろしいでしょうか。	修了証に記載する文言に指定はなく、各大学等において適切に記載いただくことが基本となります。その上で、記載に当たっては、文部科学省が修了者を認定しているのではなく、「文部科学省が認定したプログラム」を学生が修了したということが分かる記載としてください。 参考として記載例をお示ししますが、この文言に制限されるものではありません。 (参考：記載例) 「〇〇プログラム」は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル/応用基礎レベル）」において、文部科学大臣の認定を受けています。

3. 認定制度各種ロゴマークの使用について

番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	ロゴマークを広報物に使用するには、どうすればよいですか。	認定後であれば、広報物に使用できます。その際、文部科学省への申請は不要です。ロゴの色彩やサイズ比率等については、オリジナルデザインに改変を加えないよう、適切に使用してください。
2	認定前にロゴマークを使用してよいですか。	使用できません。ロゴマークの使用については、認定期間を厳守してください。
3	名刺にロゴマークを使用してよいですか。	特に決まりはありませんが、認定期限後の使用はできませんので、ご注意ください。

4. 申請の対象について

番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	複数の大学が連携して教育プログラムを実施している場合、合同で申請することは可能ですか。	合同で申請することはできません。ただし、同一プログラムを大学等ごとに個別で申請することは可能です。
2	複数の学部・学科とは具体的に何を指しますか。	大学においては、設置する複数の学部を指し、短期大学・高等専門学校においては、設置する複数の学科を指します。学部または学科が一つの場合は、当該学部・学科に置く複数の学科や課程等（単一の場合その下のコース等）を指します。
4	副専攻は対象になりますか。	副専攻とは所属する学部・学科の専門分野以外に、別の分野を学ぶために、他学部他学科の授業科目を修得する制度と考えております。正規の授業科目として位置付けられ、本制度の要件を満たすものとなれば、対象となります。
5	人文・社会科学分野等の学部・学科とは具体的にどのような学部・学科のことを指しますか。	学校基本調査の「学科系統分類表」の大学（学部）は「理学」、「工学」、「農学」、「保健」、「商船」以外を指し、短期大学は「工業」、「農業」、「保健」以外を指し、高等専門学校は「工業」、「商船」以外に分類される学部・学科を指します。「その他」については、大学等で判断してください。

5. 履修要件等について		
番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	プログラムの授業内容はいつまでに公表する必要がありますか。	プログラムの実施とともに公表することが望ましいですが、遅くとも申請時までに公表してください。なお、公表が必要な内容については、実施要綱及び実施要綱細目を確認してください。
2	授業科目1科目での申請は認定の対象となりますか。	対象となります。単位数や授業科目数に要件はありません。
3	プログラムの名称はありませんが、審査項目①から⑤を満たす授業科目の構成となっています。このような申請は認定の対象となりますか。	対象となります。ただし、それらの授業科目を履修することによって得られる学修成果を定める必要があります。また、プログラム名称は申請時までに決定してください。
4	提出書類のうち、『「教育プログラム」が全学部等又は学部・学科に開講されていることがわかる資料』として、何を提出すればよいですか。	カリキュラムマップなど、全学開講されていることがわかる資料を提出してください。提出する資料に指定はありません。
5	履修期間が複数年にわたる教育プログラムなどにおいて、申請時点で教育プログラムの修了者がいない場合でも、申請はできますか。	教育プログラム実施の実績として、履修者がいることを要件としていますが、申請時点において、必ずしも修了者がいる必要はありません。ただし、当該教育プログラムの意義を踏まえ、学生の修学意欲向上を図るなど、多くの修了者を輩出することに努めていただきたいと思います。
6	実施要綱に第二条五項に、「当該教育プログラムを一年以上実施した実績があること」とありますが、申請年度の前年度の前期のみ、または後期のみの実績でも、認定の対象となりますか。	対象となります。
7	過年度にプログラム自体は開講しているが、全学開講となったのが、今年度である場合、今年度認定の対象となりますか。	前年度の実績をもって認定するため対象となりません。今年度、全学開講の要件を満たしますので、来年度の申請となります。
8	「当該大学等の学生に広く実施される教育プログラムであること」が要件にありますが、全学部・学科の学生が履修している必要はありますか。	全学部・学科の学生が必ず履修している必要はありませんが、複数の学部・学科において履修者がいる必要があります。なお、人文・社会科学分野等の学部・学科を設置している場合は、いずれかの人文・社会科学分野等の学部・学科で履修者がいる必要があり、単科大学等の場合は、複数の専門分野等において履修者がいる必要があります。
9	リテラシーレベルへ申請予定です。現在、学生募集を停止している学部・学科でもプログラム構成科目を開講する必要がありますか。	募集停止している学部・学科については、全学開講の対象に含まれていなくても申請可能です。
10	複数の学部を設置しています。ある学部の必修科目として、授業科目を開講しています。当該科目は他学部生も履修できる全学開講となっていますが、履修者は当該学部の学生のみです。認定の対象となりますか。	対象とはなりません。複数の学部・学科を設置している場合は、複数の学部・学科において履修者がいる必要があります。なお、人文・社会科学分野等の学部・学科を設置している場合は、いずれかの人文・社会科学分野等の学部・学科で履修者がいる必要があり、単科大学等の場合は、複数の専門分野等において履修者がいる必要があります。
11	履修者数に人数制限を設けている場合（人数が超過した場合は抽選等）、認定の対象となりますか。	対象となります。ただし、本認定制度の趣旨に鑑みて、より多くの学生が履修することができるようプログラムの改善を期待します。
12	複数のキャンパスを有しています。ある開講科目が、キャンパス移動の都合等により、一部学生が受講できない場合、本授業科目は全学開講科目と整理してよいですか。	全学開講と整理することはできません。当該科目がオンラインでの実施であるなど、全ての学生が物理的に受講可能であれば、全学開講として整理できます。
13	授業の実施形態について、全て、オンラインあるいはオンデマンドで実施している場合でも認定の対象となりますか。	対象となります。ただし、正規の授業科目として、開講していることが条件となります。入学のガイダンスの一部で実施しているなど、授業科目以外での実施は対象となりません。
14	プログラムの履修について、対象年次が限定されている場合、例えば、プログラム履修対象年次が1年次の場合（2年次以上の学生が履修できない場合）、認定の対象となりますか。	対象となります。
15	プログラムを構成する授業科目について、学部等により受講する学年が異なっても認定の対象となりますか。	対象となります。

16	過年度実施の科目と、申請年度以降の新規開講の科目を組み合わせた、複数年度にわたるプログラムとして、申請することは可能ですか。	教育プログラムとして構成される科目が学生に示されており、申請にあたりシラバス等プログラムの詳細を把握できる資料提出が可能な場合には申請することができます。
17	他学部履修などを利用して、教育プログラムを構成することは可能ですか。	可能です。
18	プログラムの履修に成績要件を課している場合は認定の対象となりますか。	本認定制度の趣旨は、数理・データサイエンス・AI教育を多くの学生が履修することができるようにすることであるため、成績要件を課しているプログラムは想定していませんが、認定の対象となります。
19	プログラムを構成する授業科目は、必修科目でないといけませんか。	必修科目である必要はありません。 ただし、いかなる授業選択においても、審査項目①から⑤の内容が履修されるようになることが認定の要件となります。
20	「卒業要件とされる科目」で構成されていなければ、認定の対象となりませんか。	「卒業要件とされない自由科目」を履修しなければ、認定要件が満たされないプログラムは対象となりません。 ただし認定要件が、「卒業要件とされる科目」の履修によって満たされた上で、「卒業要件とされない自由科目」を含め構成されるプログラムの場合は、対象となります。
21	自由科目であっても、一定の単位数までであれば卒業単位に含むことができるという規定等があれば、プログラムを構成する科目とすることは可能ですか。	可能です。その場合、当該規定が分かる資料を申請の際に提出してください。
22	リテラシーレベルに申請予定です。 授業内容は同じで、学部によって科目名が異なる場合、「修了要件は相違する」、と申請してよいですか。	はい。内容が同じでも授業科目名が異なる場合は、「修了要件は相違する」、として申請してください。
23	プログラムの対象となる一部の学部（または学科）において、卒業単位に含むことができない科目の履修が修了要件上必要となるプログラム（他学部は卒業単位として認められる科目により構成されているプログラム）は認定の対象となりますか。	対象となりません。

6. 各レベルへの申請について

番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	リテラシーレベルの認定を受けずに、応用基礎レベルに申請することは可能ですか。	可能です。 ただし、応用基礎レベルの教育は、リテラシーレベルの教育が基礎となりますので、最終的には両レベルの認定を目指していただきたいと考えます。 ※申請においてはリテラシーレベル相当の教育内容との関係性を明確にするため、応用基礎レベルの申請書類に加え、リテラシーレベルの様式やシラバスの提出を求めています。
2	応用基礎レベルの認定を受けると、自動的にリテラシーレベルの認定を受けたことになりますか。	プログラム内容が同一、相違、どちらの場合であっても、受けたことになりません。リテラシーレベルの認定を受けるためには、リテラシーレベルへ別途申請が必要となります。
3	1つの学部において応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けています。その他全ての学部においても申請する準備が整った場合どのように申請すればよいでしょうか。	既に認定を受けている学部・学科単位のプログラムを対象を広げ、大学全体で1つのプログラムとして実施している場合は、大学等単位のプログラムとして改めて申請してください。なお、様式1②において「大学等単位へ拡大」を選択してください。
4	Q&A6-3において、既に認定されている学部・学科単位のプログラムとは別のプログラムを大学全体で実施したい場合はどのように申請すればよいでしょうか。	学部・学科単位のプログラムを対象を広げるのではなく、別のプログラムとして大学等単位で認定を受けたい場合は、通常の通り申請して問題無いですが以下の点に留意ください。 ●双方のプログラムの学修成果や修了要件が異なること ●当該学部・学科の学生が、複数のプログラムがあることにより不利益を得ないよう留意すること ●ウェブサイトでの公表において、異なるプログラムであることを明示すること ●大学等全体のプログラムとして実績が必要であること なお、申請様式1②において「新規のプログラムとして申請」を選択してください。
5	応用基礎レベルにおいて、教育プログラムを複数学部(全学部ではありません)に開講していますが、一つの様式でまとめて申請することは可能でしょうか。	「学部・学科単位のプログラム」では「修了要件は相違する」を選択することはできないため、対象となる学部ごとに申請してください。(開講対象が3学部の場合は、3件として申請)なお、全ての学部で開講した場合は「大学等単位」としてまとめて申請が可能です。
6	モデルカリキュラムの特定の項目を満たすということは、要件上必要な学修項目におけるスキルセットのキーワードを全て満たす必要があるという意味でしょうか。	必ずしも全てのキーワードを満たす必要はありません。 認定の要件上必要な学修項目におけるスキルセットのうち、学生に必要なと考えるキーワード(知識・スキル)を適切かつ柔軟に選択し、教育プログラムを構築・実施していただくことを期待します。

7. 各種変更・廃止について		
番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	認定された年度にプログラムを変更した場合、再申請する必要はありますか。	認定要件が満たされた上で、基本的な内容、例えば、全学開講や授業科目の内容等に大きな変更がない場合、認定は継続されます。 詳細は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度変更等の届出に関する提出要領」をご確認ください。
2	年度途中で教育内容や授業内容が変わった場合、変更届には、どの時点の資料を提出すればよいですか。	変更後、当該年度末時点の資料をご提出ください。
3	授業の内容は変わらず、科目名のみ変更する場合でも、変更届の提出は必要ですか。	科目名の変更の場合は、修了要件の変更と整理しますので、変更届を提出してください。
4	認定後、授業回が変更となる場合、変更届の提出は必要ですか。	授業回のみの変更の場合、変更届は不要です。ただし、貴学ウェブサイトには最新の情報を掲載してください。
5	リテラシーレベルの認定を受けています。学部・学科の新設の場合、変更届の提出は必要ですか。	既に認定を受けているプログラムが「学部・学科によって修了要件が相違しない」かつ、新設学部・学科においても全学と修了要件が同じ場合は、変更届の提出は不要です。修了要件が異なる場合は、新設学部・学科の修了要件等を別シートに記載の上、変更届を提出願います。 ※応用基礎レベル（大学等単位）においても同様
6	変更届提出後、認定証は再発行されますか。	認定証は再発行しません。記載内容に不備のない限り、変更届の提出をもって手続き完了とします。 変更手続きによって、認定が引き継がれることとなります。
7	認定が取り消しとなるのはどのような時ですか。	例えば、全学開講ではなくなった場合、授業科目等の変更によって、審査項目を満たす教育内容ではなくなった場合、公表をやめた場合等、これまで実施していたことを取りやめ、申請要件を満たさなくなった場合等は、認定を取り消します。再度認定を受けたい場合は、要件を具備の上、再度申請してください。
8	改訂版モデルカリキュラムを踏まえて教育プログラムを変更した場合、変更届は必要ですか。	科目構成が変わらず、シラバスなどの教育内容やプログラムに関わる教員の変更等の場合は、届出は不要です。 なお、授業科目名等修了要件の変更の場合は届出が必要です。 詳細は、届出に関する提出要領をご確認ください。
9	再認定について、初回認定時の教育プログラムの内容（科目等）のまま、再認定に申請することは可能ですか。	認定要件を満たしている場合は可能です。 ただし、改訂版カリキュラムの内容を踏まえ、より良い教育プログラムとなることを期待します。 ※令和8年度からは認定制度上、改訂版カリキュラムの適用を開始します。
10	認定期間終了後（令和X年3月31日）、令和X年5月に再認定の申請を行った場合、令和X年4月1日から再認定結果公表日（令和X年8～9月）までの期間、当該教育プログラムの認定はどのように整理されますか。	再認定を受けた場合、認定期間は当該年度の4月1日からとなります。 したがって、再申請から再認定までの期間も、プログラムの認定は有効と整理されます。